

26消安第6813号
26水漁第1788号
平成27年3月31日

都道府県水産主管部（局）長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

水産庁漁政部加工流通課長

中国向けに輸出される活二枚貝に係る下痢性貝毒の検査について

中国向けに輸出される活二枚貝に係る下痢性貝毒の検査については、「中国向け輸出活水産物の取扱いについて」（平成26年7月17日付け26消安第1731号農林水産省消費・安全局長、26水漁第441号水産庁長官通知）により規定しているところです。

下痢性貝毒を含む貝類については、国際的に機器分析法の導入が進められていることから、今般、我が国においても機器分析法を導入することとし、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、オカダ酸群に対して0.16mg OA当量/kgの規制値が定められました。

一方で、「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日付け食安基発第0306第3号・食安基第0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長・監視安全課長連名通知）により、当面の間においては従前のマウス試験法により試験を実施して差し支えないこととされ、可食部1g当たりの毒量が0.05 MU（マウスユニット）を超える結果が得られた場合には、機器分析法によりオカダ酸群の定量を行うこととされています。

これに伴って、中国向けに輸出される二枚貝（活着しているものを除く。）に係る下痢性貝毒の検査について、「中国向けに輸出される二枚貝に係る下痢性貝毒の検査について」（平成27年3月11日付け食安監発0311第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）に基づき、同様に取り扱うこととされました。

つきましては、中国向けに活二枚貝を輸出する場合にも、下痢性貝毒の検査については上記と同様に取り扱われるようお願いいたします。